

愛媛県介護職員処遇改善支援補助金（8月処理分の支払等について）

※このお知らせは、介護職員処遇改善支援補助金に関するお知らせです。
本補助金の対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、福祉用具、居宅療養管理指導、居宅介護支援）の事業所や、本補助金未申請事業所は確認不要です。

本お知らせと合わせて、本補助金の8月処理分（5月サービス提供分+2～4月の過誤、月遅れ）の支払額通知書等を対象事業所に送付しておりますが、今回の通知額の内容などについて、以下のとおりお知らせします。
（本お知らせのみが届いている事業所は、補助金対象外等ですので、確認不要です）

【8月処理分の対象事業所】

- ・ 9月6日付けでマイナス金額の7月処理分通知書が伝送で届いた事業所
 - ・ または、同通知が届かなかった事業所（送付方法が郵送の事業所）
 - ・ 同通知が届き、9月24日に通知額の入金があった事業所のうち、8月10日国保連請求の介護報酬で2～5月の過誤、月遅れがあった事業所
- ※上記に該当しない事業所は、今回（8月処理分）の通知および支払はありません

【支払内容】

- ・ 5月サービス提供分（6月10日国保連請求分）
+ 2～5月に係る過誤、月遅れ（7月10日、8月10日国保連請求分）※支払済除く

【支払日】

- ・ 令和6年10月29日（火）※通帳印字「ケンチョウジュ」

【通知額（内訳書）及び入金額】※重要※

事業所の状況に応じて異なりますので、ご注意ください。

事業所	通知額（内訳書）の内容	10月29日入金額
・ 9月24日に入金がなかった事業所 ⇒9月6日付けマイナス通知があった事業所（または、郵送事業所で通知がなかった事業所）	支払済も含めた 2～5月サービス分の総額 ※今回の補助金総額	通知額から、8月2日支払済額（＝マイナス通知額）を差し引いた金額
・ 9月24日に入金があった事業所	8月10日国保連請求に係る 2～5月の過誤、月遅れ分	通知金額
・ 通知がない事業所 （8月10日請求の過誤等がない、または当補助金未申請）	—	なし

【実績報告（予定）】

- ・ 令和6年12月中旬を期限に提出をお願いする予定です。
- ・ 近日、県HP及びメール等でご案内します。